

◎ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>〔第一項から第十四項まで略〕</p> <p>参議院議員が、<u>国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日の前日まで</u>の間において、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二の規定は、適用しない。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔第十七項から第二十一項まで略〕</p> <p>当分の間、議長、副議長及び議員がこの法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二の規定は、適用しない。</p>	<p>附則</p> <p>〔第一項から第十四項まで略〕</p> <p>参議院議員が、<u>令和四年七月三十一日までの間</u>において、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二の規定は、適用しない。</p> <p>前項の規定により歳費の一部に相当する額を国庫に返納するに当たっては、同項の措置が参議院に係る経費の節減に資するためのものであることに留意し、月額七万七千円を目安とするものとする。</p> <p>〔第十七項から第二十一項まで略〕</p> <p>〔新設〕</p>